

千葉県消防団員等に対する千葉県消防長の行う表彰細目を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県消防団の組織等に関する規則（昭和51年千葉県規則第18号）第12条に定める分団、部又は消防団員（以下「団員」という。）に対して消防長が行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 消防長の表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 功労表彰
- (2) 業績表彰
- (3) 精勤表彰
- (4) その他の表彰

(功労表彰)

第3条 功労表彰は、次の各号の一に該当するものに対し表彰状を授与し表彰する。

- (1) 市民の生命、身体及び財産を火災その他の災害から保護するため一身の急迫した危険に際し身をもって任務を遂行し、又は任務遂行上功労が特に顕著で、かつ、他の模範となる団員
- (2) 消防団に満10年以上引き続き在職し、職務に精励し、他の模範となる団員
- (3) 前各号に定めるもののほか、平素における業務成績が優秀で永年にわたり職務に精励し、かつ、特別に顕著な功労者があった分団、部又は団員

(業績表彰)

第4条 業績表彰は、次の各号の一に該当するもので前条の表彰に至らないものに対し表彰状を授与し表彰する。

- (1) 災害に対し、適切な防ぎよ活動により被害を最小限度にとどめその業績が顕著で他の模範となる分団、部又は団員
- (2) 人命救助又は救急救護に顕著な業績があった分団、部又は団員
- (3) 消防業務に関する改善、充実、強化を図り、職務に関し有益な業

績を残すなど特に他の模範となる分団、部又は団員

- (4) 前各号に定めるもののほか、平素における業務成績が優秀で職務に精励し、かつ、顕著な業績のあった分団、部又は団員
(精勤表彰)

第5条 精勤表彰は、消防団に原則5年引き続き在職し、職務に精励し、他の模範となる団員に対し表彰状を授与し表彰する。

(その他の表彰)

第6条 消防長は、第3条から前条までに定める表彰のほか、特に必要があると認められるものには、表彰状を授与して表彰する。

(表彰の上申)

第7条 総務課長又は消防署長は、第2条に掲げる表彰のいずれかに該当すると認めるときは、消防団員表彰上申書(別記様式)(以下「上申書」という。)により消防長に上申するものとする。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、年1回行うものとする。ただし、消防長が必要があると認めるときは、随時に行うことができる。

(表彰者の死亡等)

第9条 表彰を受けるべき団員がその表彰を受ける前において死亡又は退職をしたときは、その者の遺族に又は団員であったその者に表彰状又は感謝状を贈るものとする。

(表彰を受けることができない者)

第10条 表彰を受けるべき団員が、次の各号の一に該当するときは、表彰は行わない。

- (1) 刑事事件に関して起訴されたとき。
- (2) 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき。
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (4) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 表彰を受けるべき分団又は部が次号の一に該当するときは表彰は行わない。

- (1) 分団又は部に属する団員が、前項各号の一に該当したとき。

(記録の保管)

第11条 消防団本部において表彰の実施について記録録を作成し保管するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、分団、部及び団員に対して消防長が行う表彰について必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日前にあつて適用すべき事由の生じたものについては適用する。ただし、この要綱の施行の日前にすでに千葉市消防長の表彰を受けたものについては、この限りでない。

平成14年3月12日

部長
様
所属長

消防局長

千葉県消防団員に対する千葉県消防長の行う表彰細目を定める要綱について（通知）

このことについて、千葉県消防団の組織等に関する規則（昭和51年千葉県規則第18号）第12条に定める分団、部又は消防団員に対し消防長が行う表彰に関する表彰細目を別添「千葉県消防団員に対する千葉県消防長の行う表彰細目を定める要綱」のとおり定めたので運用にあたり遺漏のないよう配意お願いします。

記

- 1 施行年月日
平成14年4月1日
- 2 要綱の運用基準
別紙「要綱の運用基準」により事務を進めて頂きますようお願いいたします。

別記様式

年 月 日

(あて先) 千葉市消防長

上申者

消 防 団 表 彰 上 申 書

次のものは、千葉市消防団員等に対する千葉市消防長の行う表彰細目を定める要綱第2条第 項に該当すると認めるので表彰上申します。

表 彰 の 種 類	
所属、階級、氏名 及 び 年 齢 (部隊表彰は所属分 団、部及び人員)	
団 員 経 歴 及 び 勤 続 年 数	
上 申 理 由	
参 考 事 項	